

府中市こども医療費助成制度について

◆助成対象者

年 齢	助成対象
0歳から18歳到達後初めての3月31日 (18歳到達年度末)まで	通院・入院

※ひとり親医療、重度医療、生活保護を受給中の子どもは対象外です。

※対象の子どもが保護者の扶養を外れている、結婚しているなど、対象とならない場合があります。

◆申請に必要なもの

○「こども医療受給者資格申請書」

○保護者の「本人確認書類」(個人番号カード、運転免許証など)

○下記のいずれかの対象児童の健康保険の資格情報が確認できるもの

①「資格確認書」

②「資格情報のお知らせ」

③従来の「健康保険証」(経過措置期間中で有効な場合に限り)

④「マイナポータル画面」(対象児童の氏名、生年月日、記号・番号、資格取得日、被保険者または世帯主氏名、保険者名、保険者番号が確認できる画面)

※①～④の提出が難しい場合で対象児童の健康保険の資格情報を確認するため個人番号(マイナンバー)を用いた情報連携を希望される場合は、個人番号を確認できる書類の提出(対象児童及び被保険者である保護者のもの)が必要です。

※対象児童の「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」に被保険者名の記載がない場合は、被保険者である保護者の「資格確認書(または有効な健康保険証)」または「資格情報のお知らせ」の提出も必要です。

※対象児童が未就学児で、転入等により保護者の方の所得確認ができない場合は、所得課税証明書又は個人番号(マイナンバー)の確認できる書類の提出が必要です。

※保険加入手続き中などで対象児童の健康保険の資格情報が確認できるもの(資格確認書など)ができていない場合は、後日提出でも可能です。



誕生日・転入日などから14日以内に申請してください。14日を過ぎてから申請した場合、申請日からの資格となりますので注意してください。

◆受給者証の更新

○未就学児:受給者証は小学校就学前までは1歳ごとに更新します。更新の時期は誕生月の翌月(誕生日が1日の場合は誕生月)と、6歳到達年度末です。有効期間の切れる月の月末までに新しい受給者証を送ります。

更新手続きは原則不要です。手続きが必要な方には個別に案内します。

○就学児:受給者証の有効期間は18歳到達年度末までです。小学校就学後は受給者証の更新はありません。

◆届け出が必要な場合

下記の場合は、速やかに子育て応援課又は上下支所の窓口へ届け出てください。

○氏名・住所・加入している健康保険の内容等・児童手当の受給者に変更があるときは、変更届の提出が必要です。

○お子さんが他市町村へ転出される場合や、他公費の助成制度を受ける場合は喪失届の提出が必要です。府中市こども医療費の資格喪失後に受給者証を使用された場合、助成額を返還していただきます。

◆受給者証の再交付

受給者証を紛失・破損した場合は、窓口で再交付の手続きを行うことができます。保護者の本人確認書類をもって子育て応援課又は上下支所にお越しください。

◆一部負担金

県内の医療機関等を受診する際は、個人番号カード又は医療保険の資格確認書等による確認を受けるとともに、こども医療費受給者証を提示し、次の一部負担金を医療機関等の窓口でお支払いください。

区 分	一 部 負 担 金 (窓口で一部負担金をお支払いいただく上限日数)	その他
保険医療機関	医療機関ごとに1日500円 (通院月4日・入院月14日まで)	・保険診療にかかる自己負担額が500円に満たない場合は、その額が1日の負担額です。 ・上限日数を超えた場合の自己負担金は0円になります。
同一医療機関における複数診療科受診	医科診療で1日500円 (通院月4日・入院月14日まで) 歯科診療で1日500円 (通院月4日・入院月14日まで)	
訪問看護	訪問看護事業者ごとに1日500円(月4日まで)	
柔道整復・はり・灸・あん摩・マッサージ	施術所ごとに1日500円(月4日まで)	
保険薬局(院外処方)	一部負担金なし	

※治療用装具(治療のために必要な眼鏡・コルセットなど)については、一部負担金はありません。

※以下のものは対象になりません。

- ・各種医療保険の対象とならないもの(乳児検診、予防接種、薬の容器代、室料差額など)
- ・日本スポーツ振興センターの給付対象(学校・保育所・幼稚園等の管理下での傷病)の場合
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品を希望したことで生じる選定療養

※払い戻しの申請(県外受診・治療用装具)については別紙「医療費の払い戻し申請(償還払い)」についてをご確認ください。

◆第三者行為(交通事故等自分以外の人による行為)による傷病について

第三者行為(交通事故、他人のペットに咬まれた、傷害行為、食中毒など)によるケガなどの場合には、こども医療費受給者証はお使いいただけませんのでご注意ください。

(事例)

事 例	一部負担金の取扱い
同じ月に2以上の医療機関へ受診した場合	それぞれの医療機関ごとに、1か月の上限日数(通院4日・入院14日)に達するまで一部負担金を支払う。
同一医療機関において同日に2回以上受診した場合(午前と午後の受診等)	【いずれも医科診療又は歯科診療の場合】 1日500円を支払う。ただし、1回目の一部負担金が500円に満たない場合は、2回目以降に500円に達するまで支払う(この日は、通院1日と数える)。
	【1回目が医科診療で2回目が歯科診療の場合】 1回目が医科診療で500円(500円に満たない場合はその額)を支払う。 2回目が歯科診療で500円(500円に満たない場合はその額)を支払う。 (この日は医科の通院で1日、歯科の通院で1日と数える)
通院後即日入院となった場合	1日500円を支払う(この日は入院1日と数える)。
午前中通院した後に容態が急変して午後に再度通院し即日入院となった場合	午前は通院に係る医療費として500円を支払い、午後は入院に係る医療費として500円を支払う(この日は通院1日・入院1日と数える)。
月を越えて継続入院した場合	各月ごとに上限日数(14日)に達するまで一部負担金を支払う。 (例)10月17日から11月20日まで入院した場合 10月の入院日数は15日のため、500円×14日の一部負担金を支払う。 11月の入院日数は20日のため、500円×14日の一部負担金を支払う。

【申請・問い合わせ先】

府中市役所 子育て応援課 TEL (0847) 44-9147

上下支所 市民生活係 TEL (0847) 62-2114